

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成について

平成26年10月1日から、高齢者肺炎球菌ワクチンが予防接種法に基づく定期接種となります。村では定期接種と任意接種の対象者の方に、接種費用の一部を助成します。

接種対象の条件（定期接種・任意接種ともに共通）

- ・接種日において、関川村に住所を有する方
- ・過去に高齢者肺炎球菌ワクチン（23価：ニューモバックスNP）接種を受けていない方

定期接種の対象者

- ・平成26年度において、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
- ・平成26年度に限り、100歳以上の方
- ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方

任意接種の対象者（定期接種対象以外の方）

定期接種の対象者以外の方について、村が接種費用を一部助成します。

- ・定期接種の対象外となる満65歳以上の方
- ・平成26年4月～9月の間で、すでに接種された方（ただし接種日時点で65歳以上の方）

接種助成の方法（定期接種・任意接種ともに共通）

◇自己負担 4,000円（村助成額 3,929円）＊生活保護受給者の方は、自己負担なし

◇助成方法

①村の委託医療機関で接種する場合

- ・ワクチン接種後に、医療機関で自己負担4,000円を支払ってください。

②村の委託医療機関以外で接種する場合

- ・ワクチン接種後に、医療機関で自己負担額を支払ってください。

（定期接種は4,640円。任意接種は7,929円全額）

後日、接種済証、接種費用が確認できる領収書、印鑑、振込先通帳を持参のうえ、役場住民福祉課に申請してください。

③平成26年4月～9月の間で、すでに接種された場合

- ・ワクチン接種日時、接種費用が確認できる領収書、印鑑、振込先通帳を持参のうえ、役場住民福祉課に申請してください。

◇村の委託医療機関

10月1日全戸配布のチラシをご覧ください。



◇問い合わせ先 住民福祉課健康介護班 ☎ 64 - 1 4 7 2

「国民健康保険・後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.6 ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう

ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、最初に作られた薬（先発医薬品）と同じ有効成分を含み、ほぼ同等の効能・効果を得られる低価格な医薬品です。

ジェネリック医薬品にすると どんなメリットがあるの？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と比べて価格が安いのが特徴です。

先発医薬品をジェネリック医薬品に変更することで、患者さんにとっては、効能・効果が同等の薬を使いながら、薬代を減らすことができるというメリットがあります。

また、医療費も削減されることから医療保険制度の安定的な運営も期待できます。

安いけど、薬の効き目や 安全性は確かなの？

ジェネリック医薬品の有効成分は、これまで先発医薬品において使用されていて、その成分の有効性や安全性は確認されています。

また現在、製造・販売されているジェネリック医薬品は、国において厳格な審査を受けていて、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると承認されています。

ジェネリック医薬品を使用するには？

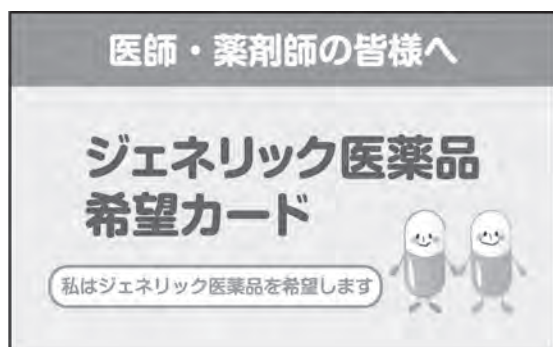
処方せんにある「後発医薬品への変更不可」の欄に医師のサインがなければ、ジェネリック医薬品に変更が可能です。

ジェネリック医薬品に切り替えるときは、医師や薬剤師に薬の効果や副作用など、今使っている薬と異なる点について詳しく確認しましょう。

「ジェネリック医薬品希望カード」を活用しましょう！

医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して希望を伝える方法もあります。

下のカードは、住民福祉課福祉保険班にも用意しています。



詐欺に 気をつけましょう！

最近、市町村職員を装い、高齢者を狙った医療費還付金詐欺事件が多発しています。不審な電話があったら、一人で判断せずに周りの人に相談しましょう。